

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、年度計画に掲げている人事評価結果の給与制度等への活用について、<u>職員評価では評価結果を給与制度等に活用するまでには至っていないことから、着実な取組が求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 原文について、【修正文案】のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「一方、年度計画に掲げている人事評価結果の給与制度等への活用について、<u>職員評価においても評価結果を給与制度等に活用するよう、着実な取組が期待される。</u>」</p> <p>【理由】 本学の教職員の人事評価は、中期計画【191】(実績報告書11頁)において、『平成19年度～20年度を目途に教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を導入する。』と定めている。この中期計画に基づき、中期計画・年度計画【191】の判断理由(計画の実施状況等)のとおり、平成19年度は教員を対象に、平成20年度からは職員(事務系、技術系、医療系及び看護系職員)並びに附属学校教員を対象に、計画どおり人事評価を実施した。 また、人事評価結果の給与制度等への活用については、中期計画【192】『上記人事評価制度を活用するために、能力、</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 年度計画では、教員とともに職員も対象に含めており、職員については、「人事評価結果の活用について」を作成して、段階的な取組を実施していることは理解するが、給与制度等への活用は平成21年度となっており、平成20年度中には活用するまでには至っていないため。</p>

職責並びに業績をバランスよく反映したインセンティブ・システムを給与・昇給制度等に導入する。』のとおり、平成20年度においては、評価結果が出ている教員を対象に導入しており、人事評価結果を既に活用している。なお、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）並びに附属学校教員を対象とした職員評価結果の活用については、既定計画として、21年度から実施しており、「活用するまでに至っていない」との表記は、活用の仕方も、計画実施が未定との印象を与えることから、表記は不適切である。

したがって、中期計画【192】を基に策定した年度計画【192】「人事評価結果を、給与制度に活用する。」とは、平成19年度に実施した教員の人事評価の結果を20年度に活用することに着目して表記しているものであり、いずれにしても、「年度計画を十分に実施している」と判断しているところである。

以上の理由により、【修正文案】のとおり変更をお願いしたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 <u>平成20年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</u></p> <p><u>(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)</u></p> <p>○ 「<u>人事評価結果を、給与制度等に活用する</u>」(実績報告書11頁・年度計画【192】)については、<u>教員評価では評価結果を勤勉手当にかかる成績優秀者選考の参考データとして活用しているが、職員評価では評価結果を給与制度等に活用するまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u></p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて<u>おおむね順調に進んでいる</u> (理由) 年度計画の記載21事項中20事項が「<u>年度計画を上回って実施している</u>」又は「<u>年度計画を十分に実施している</u>」と認められるが、<u>1事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>【申立内容】 1. 「平成20年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。」について削除願いたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述のとおり。</p>

2. (法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項) について削除願いたい。

3. 【評定】 (理由) について、【修正文案】 のとおり変更願いたい。

【修正文案】

【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載21事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

【理由】

本学の教職員の人事評価は、中期計画【191】(実績報告書11頁)において、『平成19年度～20年度を目途に教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を導入する。』と定めている。この中期計画に基づき、中期計画・年度計画【191】の判断理由(計画の実施状況等)のとおり、平成19年度は教員を対象に、平成20年度からは職員(事務系、技術系、医療系及び看護系職員)並びに附属学校教員を対象に、計画どおり人事評価を実施した。

また、人事評価結果の給与制度等への活用については、中期計画【192】『上記人事評価制度を活用するために、能力、職責並びに業績をバランスよく反映したインセンティブ・システムを給与・昇給制度等に導入する。』のとおり、平成20年度においては、評価結果が出ている教員を対象に導入しており、人事評価結果を既に活用している。なお、職員(事務系、技術系、医療系及び看護系職員)並びに附属学校教員を対象とした職員評価結果の活用については、既定計画として、21年度から実施しており、「活用するま

でに至っていない」との表記は、活用の仕方も、計画実施が未定との印象を与えることから、表記は不適切である。

したがって、中期計画【192】を基に策定した年度計画【192】「人事評価結果を、給与制度に活用する。」とは、平成19年度に実施した教員の人事評価の結果を20年度に活用することに着目して表記しているものであり、いずれにしても、「年度計画を十分に実施している」と判断しているところである。

これらのことから、年度計画の記載21事項すべてが、「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と考えられるので、「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と判断していただきたい。

以上の理由により、【修正文案】のとおり変更をお願いしたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 教育研究等の質の向上の状況</p> <p>【原文】 「附属図書館、総合情報処理センター及び総合情報システム室を統合して総合情報メディアセンターを設置し、全学情報システムを一元化し、情報セキュリティの確保、情報発信体制の強化を行っている。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「附属図書館、総合情報処理センター及び総合情報システム室を統合した総合情報メディアセンターを中心に、全学情報システムを一元化し、情報セキュリティの確保、情報発信体制の強化を行っている。」</p> <p>【理由】 総合情報メディアセンターは、平成17年度に設置済みの組織であるため</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>